公益通報者保護法第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令

公益通報者保護法第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この府令は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十二号）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

別記様式

表　面

第　　号

公益通報者保護法第16条第１項の規定
による立入検査をする職員の身分証明書

官職及び氏名

←３センチメートル→

↑ ４センチメートル ↓

写真

印又は刻印

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

消費者庁長官　　印

裏　面

公益通報者保護法抜粋

（報告及び検査）

第十六条　内閣総理大臣は、第十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告をさせ、又はその職員に、事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

３　第一項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第十九条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第二十一条　（略）

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

省令

○総務省令第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第二十九条、第三十八条及び第三十八条の六第一項（同法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十三日

総務大臣　林　芳正